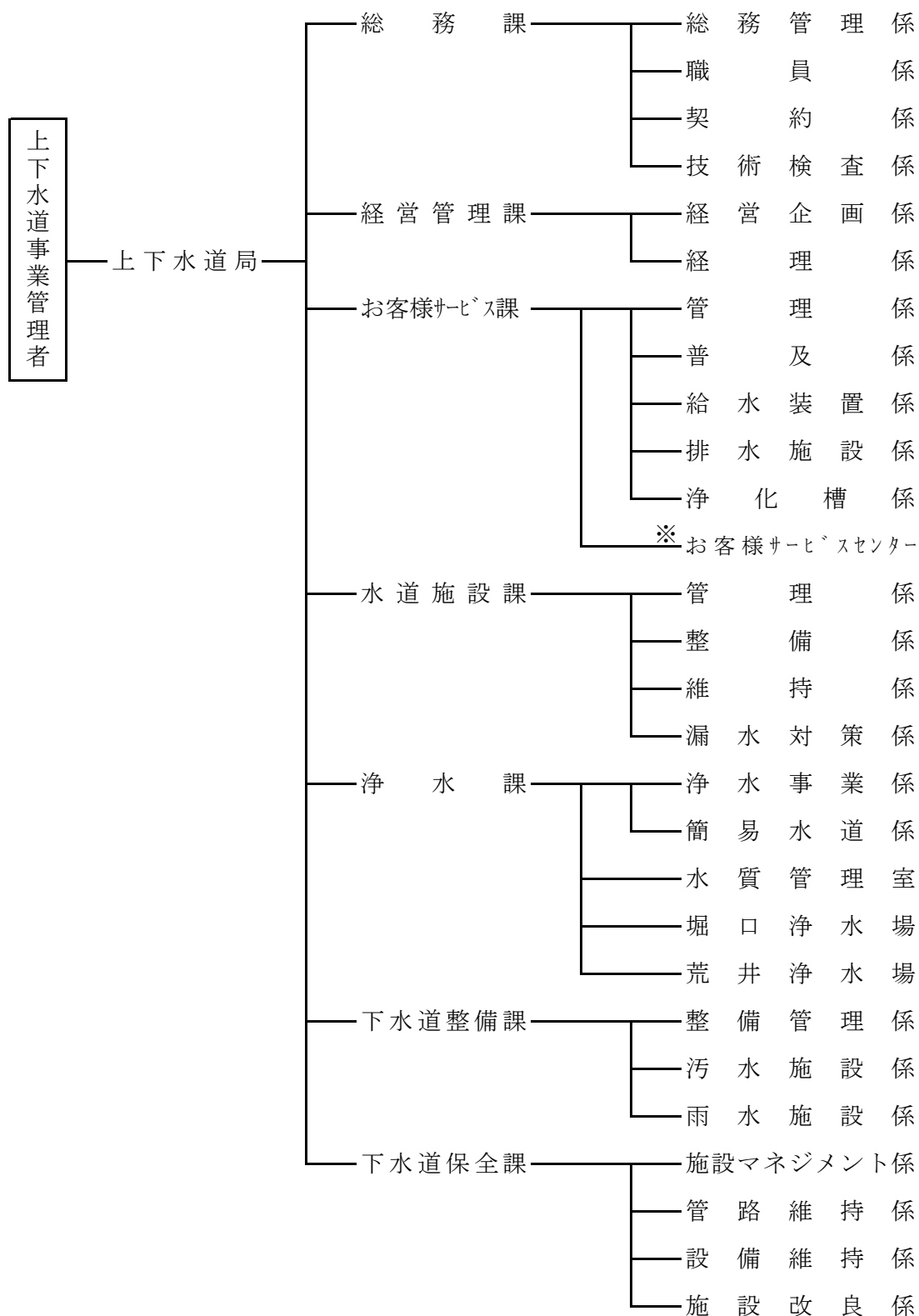


共 通 事 項

1 機構・事務分掌等

(1) 組織機構図 (R6. 3. 31現在)



※・・・お客様サービスセンターは、料金関係業務の包括委託により第一環境㈱東北支店が実施

(2) 職員現員表 (R6. 3. 31現在)

(単位：人)

職名 所属名	局	次	参	課	堀口 浄水場	主	課	副堀口 浄水場	荒井 浄水場	室	主任	主任	係	主	主	技	主	技	計
	長	長	事	長	長	幹	佐	長	長	長	主査	技査	長	任	査	査	事	師	
局全体	1	2		5	1		8	1	1	1	4	12	8	49	18	29	7	3	150
局	1	2																	3
総務課	課長			1															1
	課長補佐						1												1
	総務管理係										1			1	3				5
	職員係										1			1	1		1		4
	契約係													1	2				3
	技術検査係											1		1					2
	計			1			1				2	1		4	6		1		16
経営管理課	課長																		
	課長補佐						1												1
	経営企画係												1	3	1	2			7
	経理係										1			1	4		2		8
	計						1				1		1	4	5	2	2		16
お客様サービス課	課長			1															1
	課長補佐						1												1
	管理係										1			2	2		1		6
	普及係												1	1	1		1		4
	給水装置係											1		2	1	1	1		6
	排水施設係											1		2		2	1		6
	浄化槽係												1	2					3
	計			1			1				1	2	2	9	4	3	4		27
水道施設課	課長			1															1
	課長補佐						1												1
	管理係												1	1	1	1			4
	整備係											1		4		5			10
	維持係												1	1		3			5
	漏水対策係											1		1		3		1	6
	計			1			1					2	2	7	1	12		1	27
浄水課	課長			1															1
	課長補佐						1												1
	浄水事業係											1		1				1	3
	簡易水道係											1		2					3
	水質管理室									1						2			3
	堀口浄水場				1			1								1			6
	荒井浄水場								1						2	2			5
	計			1	1		1	1	1	1		2		8		5		1	22
下水道整備課	課長																		
	課長補佐						1												1
	整備管理係												1	3	2				6
	汚水施設係											1		2		2			5
	雨水施設係											1		5		1			7
	計						1					2	1	10	2	3			19
下水道保全課	課長			1															1
	課長補佐						2												2
	主任技査											2							2
	施設マネジメント係												1	2					3
	管路維持係												1	1		3			5
	設備維持係													2		1			3
	施設改良係											1		2				1	4
	計			1			2					3	2	7		4		1	20

※1 再任用職員を除く。 ※2 職を兼務する場合は、上位の職で集計している。

※3 事業別内訳は、水道担当職員77名、簡易水道担当職員4名、下水道担当職員68名、農業集落排水担当職員1名となる。

(3) 年齢別・勤続年数別職員構成

ア 年齢別職員構成

年齢 \ 職種	事務職員	技術職員	計	
			人員 (人)	構成比率 (%)
20 歳 以下	0	0	0	0.0
21 ～ 25	1	0	1	0.7
26 ～ 30	5	1	6	4.0
31 ～ 35	4	8	12	8.0
36 ～ 40	7	13	20	13.3
41 ～ 45	8	12	20	13.3
46 ～ 50	11	17	28	18.7
51 ～ 55	7	26	33	22.0
56 ～ 58	10	11	21	14.0
59 歳 以上	1	8	9	6.0
計	54	96	150	100.0
平均年齢	45歳7月	48歳6月	47歳6月	—

※再任用職員を除く

イ 勤続年数別職員構成

年数 \ 職種	事務職員	技術職員	計	
			人員 (人)	構成比率 (%)
1 年 未 満	1	0	1	0.7
1 ～ 2	0	0	0	0.0
3 ～ 4	2	3	5	3.3
5 ～ 6	3	3	6	4.0
7 ～ 8	1	2	3	2.0
9 ～ 10	4	10	14	9.3
11 ～ 12	2	8	10	6.7
13 ～ 14	0	3	3	2.0
15 ～ 19	8	2	10	6.7
20 ～ 24	10	12	22	14.6
25 ～ 29	8	26	34	22.7
30 ～ 34	15	19	34	22.7
35 ～ 39	0	8	8	5.3
40 年 以上	0	0	0	0.0
計	54	96	150	100.0
平均勤続年数	21年2月	22年4月	21年11月	—

※再任用職員を除く

(4) 有資格職員数

水道技術管理者	40人
布設工事監督者	34人

(5) 事務分掌

総務課

総務管理係

- (1) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 規程等の審査及び原本の整備保存に関すること。
- (5) 公印に関すること。
- (6) 公告式に関すること。
- (7) 文書の収受、発送及び完結文書の保存に関すること。
- (8) 広聴広報に関すること。
- (9) 公文書の開示及び個人情報の保護に係る連絡調整に関すること。
- (10) 局内の防災体制に関すること。
- (11) 日本水道協会に関すること。
- (12) 日本下水道協会に関すること。
- (13) 関係団体の連絡調整に関すること。
- (14) 局内におけるセーフコミュニティの推進に関すること。
- (15) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。

職員係

- (1) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他勤務条件に関すること。
- (2) 職員の退職管理に関すること。
- (3) 職員の定数に関すること。
- (4) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員の安全衛生に関すること。
- (7) 職員の公務災害に関すること。
- (8) 職員の労働条件及び労働組合に関すること。
- (9) 職員の表彰に関すること。

契約係

- (1) 工事の請負契約に関すること。
- (2) 物品等の購入、修繕その他契約に関すること。

技術検査係

- (1) 工事及び工事用原材料の検査に関すること。
- (2) 建設技術の向上及び継承に関すること。

経営管理課

経営企画係

- (1) 上下水道等事業の企画に関すること。

- (2) 上下水道等事業の認可申請に関すること。
- (3) 上下水道等事業の計画に関すること。
- (4) 上下水道等の経営に関すること。
- (5) 上下水道等の統計に関すること。
- (6) 電子計算組織に関すること。
- (7) 局内における連携中枢都市圏の推進に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

経理係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 現金、有価証券に関すること。
- (4) 金融機関に関すること。
- (5) 貯蔵品に関すること。
- (6) 資産等の総括管理及び処分に関すること。

お客様サービス課

管理係

- (1) 水道及び簡易水道使用に関する届出の受付及び処理に関すること。
- (2) 水道料金及び簡易水道料金に関すること。
- (3) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関すること。
- (4) 水道料金等の減免に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

普及係

- (1) 下水道受益者負担金、下水道受益者分担金、農業集落排水受益者分担金及び特別使用受益者協力金に関すること。
- (2) 水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。
- (3) 特定環境保全公共下水道接続補助金に関すること。
- (4) 下水道等の普及促進に関すること。
- (5) 雨水活用補助金に関すること。

給水装置係

- (1) 給水装置工事の設計審査に関すること。
- (2) 給水装置工事の施行基準に関すること。
- (3) 給水装置工事の検査に関すること。
- (4) 水道メータの管理に関すること。
- (5) 給水装置台帳の管理に関すること。
- (6) 貯水槽水道の指導等に関すること。
- (7) 指定給水装置工事事業者に関すること。

排水施設係

- (1) 排水設備確認申請に関すること。
- (2) 流入水質規制に関すること。

- (3) 除害施設及び特定事業場に関すること。
- (4) 下水道工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者に関すること。
- (5) 特別使用に関すること。
- (6) 下水道施設の占用及び物件設置（開発行為に係る同意を含まない。）に関すること。
- (7) 公共汚水桝の新設（宅内排水設備に伴うものに限る。）に関すること。

浄化槽係

- (1) 浄化槽に関すること。
- (2) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。

水道施設課

管理係

- (1) 配給水施設台帳の管理に関すること。
- (2) 課の所管に係る水道事業の実施計画に関すること。
- (3) 課の所管に係る用地取得に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

整備係

- (1) 配水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の更新及び移設の工事に関すること。
- (2) 水道施設の新設（他事業に伴う設計、監督等を含む。）の工事に関すること。

維持係

- (1) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の移設の工事及び修繕に関すること。
- (3) 消火栓の設置及び修繕に関すること。

漏水対策係

- (1) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）における漏水防止、調査及び修繕に関すること。

浄水課

浄水事業係

- (1) 浄水施設の更新に関すること。
- (2) 小水力発電に関すること。
- (3) 旧豊田浄水場の関連施設の維持管理に関すること。
- (4) 浄水場に関連する土地の賃貸借等に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

簡易水道係

- (1) 簡易水道の維持管理に関すること。
- (2) 簡易水道施設の拡張及び改良工事に関すること。
- (3) 柳橋浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関すること。
- (4) 柳橋浄水場の維持管理に関すること。

水質管理室

- (1) 水質の検査及び管理に関すること。

- (2) 水処理技術の調査研究に関すること。
- (3) 水質管理の調整に関すること。
- (4) 水道水の放射能検査に関すること。

堀口浄水場

- (1) 堀口浄水場及び熱海浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関すること。
- (2) 堀口浄水場、熱海浄水場及び附属施設（本宮館配水場、河内配水場及び多田野配水場を含む。）の維持管理に関すること。

荒井浄水場

- (1) 荒井浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関すること。
- (2) 荒井浄水場及び附属施設（高倉配水場、蒲倉配水場及び東部ニュータウン配水場を含む。）の維持管理に関すること。
- (3) 荒井浄水場等の水質の検査及び管理に関すること。

下水道整備課

整備管理係

- (1) 公共下水道等建設事業の設計に関すること。
- (2) 公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関すること。
- (3) その他公共下水道等建設事業に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

汚水施設係

- (1) 汚水に係る公共下水道等建設事業の設計及び監督に関すること。
- (2) 汚水に係る公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関すること。
- (3) 私道の公共下水道整備に関すること。
- (4) 供用開始の告示に関すること。

雨水施設係

- (1) 雨水に係る公共下水道等建設事業の設計及び監督に関すること。
- (2) 雨水に係る公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関すること。

下水道保全課

施設マネジメント係

- (1) 公共下水道（以下公共）、特定環境保全公共下水道（以下特環）及び農業集落排水（以下農集）のストックマネジメント計画及び補助事業に関すること。
- (2) 下水道台帳の整備及び管理に関すること。
- (3) 公共、特環、農集に関する許可及び協議に関すること。
- (4) 止水板設置等工事費補助金に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

管路維持係

- (1) 管路施設（公共、特環、農集）の維持管理に関すること。
- (2) 管路施設（公共、特環、農集）の修繕等の設計及び監督に関すること。
- (3) 災害対応業務に関すること。

設備維持係

- (1) 処理場、ポンプ場等設備（公共、特環、農集）の運転及び維持管理に関すること。
- (2) 処理場、ポンプ場等設備（公共、特環、農集）の修繕等の設計及び監督に関すること。
- (3) 公共、特環、農集の水質及び汚泥に関すること。

施設改良係

- (1) 公共、特環、農集の改築・更新に関すること。
- (2) 工事等の設計及び監督に関すること。

2 資料

(1) 郡山市上下水道事業経営審議会

郡山市上下水道事業経営審議会は、水道事業、簡易水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の経営について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、条例に基づいて設置された市の附属機関です。

委員は、学識経験者、水道、簡易水道、下水道又は農業集落排水施設の利用者で構成し、任期は委嘱日から2年間です。

ア 委員名簿（五十音順）

◎=会長、○=副会長

氏 名	役職名
秋田 桜彩	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所流域治水課長
一井 朋和	東日本電信電話株式会社福島支店郡山営業支店長
伊藤 江梨	税理士
伊藤 清正	郡山信用金庫常務理事
太田 善雄	一般財団法人太田総合病院理事長
大槻 礼子	郡山商工会議所女性会会長
○小林 裕子	郡山食品工業団地協同組合代表理事 株式会社福豆屋代表取締役社長
渋谷 正夫	公益社団法人日本水道協会調査部長
◎中野 和典	日本大学工学部教授
藤沼 祥子	公益社団法人福島県栄養士会会員
満田 仁一	湖南町区長会中野区長
宮島 登喜子	郡山市婦人団体協議会会員
茂原 伸幸	公益社団法人日本下水道協会経営・研修部長

※任期：令和4年4月10日～令和6年4月9日

イ 令和5年度審議事項

	年月日	審議及び報告事項等
第5回	令和5年 5月29日	- 令和5年度上下水道事業予算について - 水道料金について - 水道料金等包括業務委託について
第6回	令和5年 9月6日	- 令和4年度上下水道事業決算（見込）について - 下水道使用料について - D X推進型の事業運営について
第7回	令和5年 11月20日	- 第5次実施計画・財政計画について - 水道料金、下水道等使用料及び受益者負担金について - 雨水管理総合計画について
第8回 （書面）	令和6年 1月30日	答申（案）について
答申	令和6年 2月6日	答申



令和6年2月6日

郡山市長 品 川 萬 里 様

郡山市上下水道事業経営審議会
会 長 中 野 和 典

上下水道事業のあり方について（答申）

令和4年5月16日付け4郡上下経第183号で諮問がありましたこのことについて、
別紙のとおり答申します。

上下水道事業のあり方について

本審議会は、2022(令和4)年5月16日に上下水道事業のあり方について諮問を受け、書面やウェブ会議を併用し、都合8回にわたり慎重に審議を行った。

上下水道事業をとりまく経営環境は、人口減少等に伴う水需要の減少が見込まれる中、老朽化する施設等の更新需要の増加や頻発する自然災害への対応などに多額の費用が必要となるなど厳しさを増している。

一方で、水道行政の厚生労働省から国土交通省及び環境省への移管や上下水道事業の広域化・共同化、ウォーターPPPの推進など新たな動きも見られている。

このような中、郡山市の水道事業については、2022(令和4)年度決算では約15億円の純利益を確保している。今後については、上下水道ビジョン第5次財政計画によると、料金算定期間の4年間のうち2024(令和6)年度、2025(令和7)年度は10億円程度の純利益が確保される見通しだが、2026(令和8)年度、2027(令和9)年度は純利益が10億円に満たない見通しとなっており、厳しい事業経営が予測されている。

下水道事業については、2021(令和3)年度の流域下水道精算還付金で収益的收入が増加したことから、2022(令和4)年度決算では約1億円の純利益を確保している。

2022(令和4)年度末現在の汚水処理人口普及率は、93.2%であり、公共下水道普及率は75.1%、接続率は92.9%となっている。

農業集落排水事業については、2022(令和4)年度決算では、一般会計繰入金の補てんにより欠損金は発生していない。また、普及率は3.6%、接続率は73.8%となっている。

上下水道は、市民生活及び地域経済活動に欠くことのできないライフラインとして、また、持続可能な水循環の基盤インフラとして大切な役割を担っており、その経営は、2025年問題はもとより、2030、2040、2050年の各問題を見据えながら、バックキャストによる課題解決と施策の実施が求められている。

また、「誰一人取り残されない」SDGsの基本理念のもと、GXの推進など、well-being社会の実現に寄与する取り組みも求められている。

本審議会では、諮問事項について、現下の上下水道事業を取り巻く情勢や将来的な課題を踏まえながら検討と審議を重ね、次のような結論に達したものである。郡山市においては、答申の内容を踏まえた上下水道事業の経営に努めることを期待する。

1. 水道料金及び下水道使用料等の算定について

水道料金については、水道事業にかかる経費を料金により回収する総括原価方式で算定するが、10年間の収支予測については予測値を下回らないよう、精緻な予測に努め、毎年更新を行い常に経営状況を注視する必要がある。

また、昨今の水道施設の老朽化の進行は顕著であり更新費用は増加傾向にあることから、施設更新の財源となる「資産維持費」の確保は重要である。その算出の基礎となる「資産維持率」について、日本水道協会の料金算定要領では標準3%程度の資産維持率の確保が必要とされているが、現行の水道料金で算定した場合は0.74%となる。

企業債については、今後10年間の資本的支出に対して40億円の借入れを予定しているが、料金収入に対する企業債残高の比率を示す企業債残高対給水収益比率は

2022(令和4)年度で約86%であり、全国の類似団体の平均値248%を大きく下回ることから、無理のない企業債の借入であると判断される。

現行の水道料金で運営した場合の今後10年間の収支予測では、繰越財源額を30億円程度確保できる予測となっており、資金不足には陥らない見通しであることから水道料金は据置きとすることが適当である。

下水道使用料については、4年間の収支予測において一般会計からの繰入金を充当することで収支バランスを確保している状況であり、公共下水道の経費回収率は97%程度で推移する予測となっている。また、平成26年総務省発出「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として1立方メートルあたりの使用料単価150円以上を前提とするとされているところ、郡山市では173円である。これらを踏まえると、下水道使用料は据置きとすることが適当である。

農業集落排水施設使用料については、これまでと同様に下水道使用料に準ずることが適当である。

下水道事業受益者負担金等については、今回の算定金額が現在の受益者負担金額を若干上回っているが、これまでの負担者との公平を期す必要性から据え置くことが適当である。

上下水道事業においては、人口減少社会を見据えたダウンサイジングによる効率的な建設投資に努め、官民連携を視野に入れた事業運営のほか、将来に負の財産を残さないために、地域ごとの効果的な汚水処理方式を検討することが重要である。

2. 財政基盤強化のための資産活用策について

これまで遊休資産の活用について、官民連携による小水力発電事業の実施や未利用地の民間事業者への貸出などにより、営業外収益の確保に努めているところである。

今後は人口減少に伴う収益の減少を見据え、上下水道局が保有する資産全般について最適化し、立地場所や利活用方針、将来的なコスト等も踏まえた上で、民間事業者への貸出・売却のほか、太陽光発電や新たな小水力発電について引き続き検討すること。

3. DX推進型の事業運営について

上下水道局ではこれまでに水道開栓手続きのオンライン化やキャッシュレス決済の導入、AIによる管路の劣化予測など、利用者の利便性の向上や効果的に業務を行うためのDX化に取り組んできたが、人口減少を踏まえた将来的な課題解決に向け、DX化の推進は不可欠である。

今後は、各種手続きのオンライン化や施設情報のデジタル化、工事の省力化・効率化など、デジタル弱者にも配慮しつつ、働き方改革や業務改革につながるDX化を推進し、人口減少社会においても質の高い上下水道サービスの維持に努めること。

4. 上下水道事業の広域化について

中核市及び「こおりやま広域圏」の中心市としての役割と責任を踏まえつつも、広域化についてはメリット、デメリットについて幅広く議論し、リスク対策や利用者の負担も含め、慎重に検討を進めていくべきである。

水道事業については将来的な広域化を見据えて、まずは薬品等資材の共同発注やシステムの共同化、技術連携や研修会の共同開催等、取組みやすいソフト連携等について率先して検討を進めていくこと。

下水道事業については、経済比較を勘案しながら実施に向けた検討を進めるとともに、脱炭素や災害対策等の観点も踏まえ、さらなる広域化・共同化の手法や可能性について、経費削減効果を見極めながら幅広く検討を重ねていくこと。

5. その他

上下水道事業は、市民生活や産業活動に欠かすことのできない重要な役割を果たしているが、管路が地下埋設であることや浄水、浄化施設の立地場所などから、利用者がこれらを目にする機会はほとんどない。

また、上下水道料金は、安全・安心な水の供給や施設の維持・更新のために必要不可欠な財源であることから、その使途等について利用者の理解を得ることが重要である。

については、上下水道事業の現状や課題、料金等について、web による発信はもとより、出前講座や「広報こおりやま」の活用など、様々な機会や媒体を通して広く情報発信し、利用者の理解促進に努めること。

特に、将来を担う子供たちには、水循環の重要性など「水」について知る機会や上下水道の重要性の理解に繋がる広報活動を積極的に推進すること。

(2) 水道水源保全の取り組み

将来にわたり安全・安心でおいしい水を提供するため、良質な水源・水質を次世代へ継承することは、水道事業の重要な責務であることから水源保全活動に取り組んでいる。

ア 第15回さくらの里クリーンアップ作戦

本市の水道資源の一つである三春ダムの環境保全に寄与するため、さくら湖流域協働ネットワークが主催する清掃活動に参加した。

日 時	令和5年4月8日(土) 午前9時～午前11時
実施場所	三春ダム周辺
参加人数	16名

イ 猪苗代湖クリーンアクション 2023 Vol. 3

本市の水道の主な水源となっている猪苗代湖の水環境保全に寄与するため、福島県などが主催する水草回収作業に参加した。

日 時	令和5年10月23日(月) 午前10時～午前11時30分
実施場所	天神浜
参加人数	8名

ウ 流域協議会への参加

各流域協議会へ加盟し、関係団体と情報の共有など連携を図っている。

名称	加盟年	活動内容の概要
猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会	2008	流域住民等の水環境保全に関する意識高揚を図る等の目的で、イベントや研修会の開催、各種環境美化活動(ヨシ刈り等)への支援等を実施する。
阿武隈川上流渇水情報連絡会	1997	阿武隈川の河川流量が大幅に減り、渇水状態になったときに被害の状況や降雨の見込みなどの情報交換を積極的に行い、渇水被害の拡大を防ぐための対策を講じる。

(3) 広聴広報活動

ア 水道週間

6月1日から6月7日までの水道週間に関連して、「水道水 安心・安全 これからも」をスローガンに、水道事業について理解と関心を深めてもらうため、様々なイベントを開催した。

(ア) 水源地清掃プロジェクト

日 時	令和5年5月27日(土) 午前10時～午前11時
実施場所	猪苗代湖岸(舘浜)
参加者数	27名
実施内容	ごみ回収量 20kg

(イ) 職員による水源地清掃

日 時	令和5年6月1日(木) 午前9時30分～午前10時30分
実施場所	猪苗代湖岸(浜路浜)
参加者数	14名(令和5年度に上下水道局へ転入してきた職員を中心に実施)
実施内容	ごみ回収量 30 kg

(ウ) 水道週間ポスター展

展示期間	令和5年6月6日(火)～6月18日(日)
展示場所	イオンショッピングモールフェスタ(日和田ショッピングモール)
募集対象	市内の小学4年生
テ ー マ	私たちの生活に深いかわりをもつ水道について、自由に発想、表現したポスター
受賞作品	特 選 仲田 梨央さん(芳山小学校) 準特選 斎藤 心希さん(行健第二小学校) 椎根 叶翔さん(明健小学校) 入 選 20点 佳 作 20点 学校賞 行健第二小学校 ※総合的に優秀な成績を収めた学校

市内の小学校11校から、451点の応募があった。

(エ) 知って安心、耐震性貯水槽(耐震性貯水槽操作訓練)

日 時	令和5年9月24日(日) 午前10時～午前12時
実施場所	荒井中央公園
参加者数	約10名
実施内容	給水スタンドの組み立て等の操作訓練

イ ウェブサイト

上下水道に関する情報を市ウェブサイトで詳しく紹介した。

(ア) アドレス

郡山市公式ウェブサイト

<https://www.city.koriyama.lg.jp/>

(イ) コンテンツ

- ・上下水道局からのお知らせ・広報
- ・上下水道の手続き
- ・水道のメンテナンス
- ・水質
- ・浄水場
- ・水道に関するQ&A
- ・水道料金、下水道等使用料
- ・郡山市指定給水装置工事事業者一覧
- ・上下水道事業、計画

ウ 刊行物

「上下水道のしおり」、「郡山の上下水道施設」及び「水道の水ができるまで」を希望者等に適宜配布した。

エ お客様の声ご意見箱

お客様のニーズを的確に把握し、上下水道事業経営に反映させるため、上下水道局庁舎1階の執務室入口並びに市ウェブサイト上に「お客様の声ご意見箱」を設置した。

設置場所	投書件数
局 庁 舎	1 件
ウェブサイト	0 件